

第4回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和3年8月31日 13:30~15:00		
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場		
3. 出席委員	<p>1番 野村 照明委員 2番 菊池 利治委員 3番 金子 靖委員 4番 清水 幸治委員 5番 廣瀬女公美委員 6番 二谷 幸裕委員 7番 大畑 札子委員 8番 浅野 徳昭委員 9番 細川 裕委員 10番 菅原 雄一委員 11番 佐藤 裕司委員 12番 山崎 隆史委員 13番 成田 俊英委員 14番 中川 浩幸委員 15番 瀬戸 賢成委員 16番 稲場 洋二委員 17番 松下 裕幸委員 18番 佐藤 泰正委員 19番 福西 範委員 20番 野澤 黙委員</p> <p>(以上 20名)</p>		
4. 欠席委員	21番 志賀 忠浩委員		
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人 (以上 3名)</p>		
	会議録署名委員の指名 8番 浅野 徳昭委員 9番 細川 裕委員		
6. 議事日程	<p>会期決定について 令和3年 8月 31日 (1日)</p> <p>報告第3号 現況証明願について (市街化区域) 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第18号 現況証明願について 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第20号 農地法第5条お規定による許可申請に係る進達について 議案第21号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の 変更等に係る意見聴取について 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計 画の決定について</p>		

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。
忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より、第4回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は20名です。
議事録署名人に8番、淺野徳昭委員、9番、細川裕委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日8月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
山根事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

報告第3号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第3号「現況証明願」について、ご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]、他2筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である[REDACTED]氏より現況証明願があり、7月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、8月3日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページと8ページと9ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]、の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願があり、7月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、8月11日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。

議長	
野村会長	ただいま報告がありました「現況証明願」について、質問等を求めます。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、次に、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、報告して下さい。
事務局	
山根事務局長	それでは、議案書10ページにございます、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
	相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。
	今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。
	議案書11ページの表の1番は、相続人[REDACTED]氏より、被相続人[REDACTED]氏が所有していた、[REDACTED]、他22筆、面積合計[REDACTED]m ² の農用地を、平成30年10月25日、相続し所有権を取得したとして、令和3年8月2日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。
	以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
議長	
野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
	議案第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。
事務局	
山根事務局長	それでは、議案書の12ページにございます、議案第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご説明致します。
	農用地の賃貸借を合意解約した場合、貸借人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。
	今回は、阿寒地区で3件の通知がございました。
	議案書13ページの表の1番は、資料が14ページと15ページにございます。
	[REDACTED]が農地中間管理権を有する、[REDACTED]
	[REDACTED]の内、の1筆、面積[REDACTED]m ² の農用地について、借主であります[REDACTED]
	[REDACTED]との間で、令和3年8月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。
	次に表の2番は、資料が14ページと16ページにございます。

氏が所有する、の内、の1筆、面積 m² の農用地について、借主でありますとの間で、令和3年8月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の3番は、資料が17ページから19ページにございます。

氏が所有する、他2筆、面積合計 m² の農用地について、借主でありますとの間で、令和3年8月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、3件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第18号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の20ページにございます、議案第18号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書21ページの表の1番は、資料が22ページから23ページにございます。

公簿地目が畠である、の1筆、面積 m² の土地について、所有者である 氏から現況証明願がございました。

8月17日、阿寒地区的農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の稻場洋二委員より報告をお願いします。

委員

稻場委員

議案第18号「現況証明願」について報告致します。

現況証明願の1番は、柴木元恵氏が所有する公簿地目が畠、農振農用地区域外にあ

	る、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m ² の土地についてであります、 令和3年8月17日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った 結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。
議長 野村会長	以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
委員 委員一同	稲場 洋二委員、ありがとうございました。 それでは、議案第18号「現況証明願」について審議致します。 質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第18号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
議長 野村会長	(全員挙手)
事務局 山根事務局長	全会一致で賛成と認め、議案第18号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。 それでは、次に、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。 事務局より説明して下さい。
事務局 山根事務局長	それでは、議案書の24ページにございます、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。 農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。 今回は、阿寒地区で4件の許可申請がありました。 お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。 議案書25ページの表の1番は、資料が27ページから29ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED] m ² の農用地について、[REDACTED]に [REDACTED] 円で売買による所有権移転を行うものでございます。 次に、表の2番は、資料が27ページと30ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m ² の農用地について、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものでございます。 次に、表の3番は、資料が27ページと31ページと32ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m ² の農用地について、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものでございます。 次に、議案書26ページの表の4番は、資料が33ページから35ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、面積合計 [REDACTED] m ² の農用地について、[REDACTED]に、年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うも

議長
野村会長

委員
稻場委員

のでございます。

以上、4件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から4番の現地調査結果について、調査委員長の稻場洋二委員より報告をお願いします。

議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に、総額 [REDACTED]円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に、3番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和3年8月17日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地は、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

委員
委員一同

稻場洋二委員、ありがとうございました。

それでは、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、2番と3番につきましては、細川裕委員に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、1番と4番を審議した後に、2番と3番を審議することとします。

それでは、1番と4番について、質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。 次に、2番と3番を審議いたしますので、細川裕委員は退室をお願い致します。
	(細川裕委員退室)
議長 野村会長	それでは、2番と3番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数で賛成と認め、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。 退室されている細川裕委員は入室して下さい。
	(細川裕委員入室)
議長 野村会長	2番と3番は、原案のとおり決定致しました。 次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。
事務局 山根事務局長	事務局より説明して下さい。
	それでは、議案書36ページにございます、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。
	農用地を転用するため、農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることとなります。許可申請は農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。
	今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。
	議案書37ページの表の1番は、資料が議案書38ページから44ページにございます。
	氏が所有する、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]m ² の農用地について、令和4年9月30日まで[REDACTED]に無償の使用貸借により、砂利採取を行うための一時転用の許可申請でございます。
	砂利採取については、既に釧路市産業推進室より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。
	また、農業振興地域整備計画への影響についても、釧路市農林課に照会を行い、支障ない旨の回答を得ております。

議長
野村会長

委員
稲場委員

本件につきましては、8月17日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認下さい。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、調査委員長の稲場洋二委員から報告をお願いします。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、調査報告致します。

本内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]m²の農地について、[REDACTED]に使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものです。

また、本申請地である、[REDACTED]は農用地区域の農地ですが、釧路市長より「農業振興地域整備計画の達成に支障ない」旨の回答を得ております。砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

令和3年8月17日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地調査及び協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

稲場洋二委員、ありがとうございました。

それでは、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議致しますが、金子靖委員が議事参与の制限にあたりますので、金子委員は退室をお願い致します。

(金子靖委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

退室されている金子靖委員は入室して下さい。

(金子靖委員入室)

議長

野村会長

事務局

山根事務局長

議案第20号は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第21号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

それでは、議案書45ページにございます、議案第21号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられています。

今回は、2件の意見聴取がございました。

議案書46ページの表の1番は、資料が47ページから49ページにございます。

氏が所有する [REDACTED] の内、の1筆、面積 [REDACTED] m²について、事業主体である、[REDACTED] が搾乳舎、乾乳舎、ラグーン等を建設するため、用途区分を農地から農業用施設用地に変更するものです。

なお、本件については、8月13日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査及び協議を実施しております。

次に、表の2番は、資料が50ページから52ページにございます。

事業主体である [REDACTED] が所有する、[REDACTED] の内、他1筆、面積合計 [REDACTED] m²について、植林のため、農用地区域より除外するものです。

なお、本件については、8月17日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査及び協議を実施しております。

以上、「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

委員

清水委員

ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、1番の協議の結果を委員長の清水幸治委員から報告願います。

議案第21号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」のうち1番について、調査及び協議の結果を報告致します。

本件は、農業振興地域整備計画では農地とされ、現況が畑となっている [REDACTED] の内の1筆、[REDACTED] m²の土地について、[REDACTED] より搾乳舎、乾乳舎、ラグーン等を建設するため、用途区分を農業用施設用地に変更すべく釧路市に申請があり、釧路市長より意見を求められたものです。

令和3年8月13日、釧路地区農業委員3名及び事務局2名で、現地を調査し協議をした結果、本計画を変更し、搾乳舎、乾乳舎、ラグーン等を建設することは妥当であることから、異存がない旨、回答すべきものとなりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長 野村会長	清水幸治委員、ありがとうございました。 次に、2番の協議の結果を委員長の稻場洋二委員から報告願います。
委員 稻場委員	議案第21号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」のうち2番について、調査及び協議の結果を報告致します。 本件は、農業振興地域整備計画ではいずれも農地とされている、[REDACTED]の内、及び、[REDACTED]の内の2筆、合計[REDACTED]m ² の土地について、事業主体である[REDACTED]が造林事業により植林を行うため、農業振興地域内の農用地区域から除外すべく、釧路市長より農用地利用計画の変更に係る意見を求められたものです。令和3年8月17日、阿寒地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査及び協議をした結果、現地は、農地採草放牧地以外の原野及び山林であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に異存はないものと判断いたしました。 以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	稻場洋二委員、ありがとうございました。 それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致しますが、2番につきましては、菅原雄一委員が役員を務める法人に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。
委員 委員一同	従いまして、初めに1番を審議した後に、2番を審議することとします。 それでは、1番について、質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし 質問がないようですので、採決致します。 議案第21号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第21号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番については、原案のとおり決定致します。 次に、2番を審議いたしますので、菅原雄一委員は退室をお願い致します。
議長 野村会長	(菅原 雄一委員退室) それでは、2番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。

議案第21号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第21号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の2番について原案のとおり決定致します。

退室されている菅原雄一委員は入室して下さい。

(菅原雄一委員入室)

議長

野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の53ページにございます、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で2件、釧路地区で1件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書、及び、農地転用の農用地利用集積計画調査書も併せてご確認下さい。

議案書54ページの表の1番は、資料が56ページと57ページにございます。

██████████氏が所有する、██████████、の1筆、面積 █████m²の農用地について、██████████氏に年間 █████円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が58ページから60ページにございます。

██████████が所有する、██████████、他3筆、面積合計 █████m²の農用地について██████████に██████████円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が58ページと61ページにございます。

██████████が所有する、██████████、他1筆、面積合計 █████m²の農用地について、██████████氏に██████████円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書55ページの表の4番は、資料が62ページから71ページにございます。

██████████氏が所有する██████████の内、の1筆、面積 █████m²の農用地について、██████████に使用貸借の上、農業用施設を建設するため、農地転用するものでございます。

なお、本計画につきましては、農業振興地域整備計画の用途区分が農地から農業用施設用地に変更となった後に公告となるため、2から3ヶ月程度、期間を要するものでございます。

	本計画を公告いたしましたら、直近の総会で報告いたしますので、よろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	以上、4件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
委員 清水委員	ただいま説明がありました「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてですが、4番につきましては農地転用の案件でありますので、調査委員長の清水幸治委員から報告をお願いします。
議長 野村会長	議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の決定」のうち4番について、調査及び協議の結果を報告致します。
委員 清水委員	本内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内、の一筆、[REDACTED]m ² の土地について、[REDACTED]が使用貸借して、農業用施設である牛舎及び乾乳舎等を建設するものであります。
議長 野村会長	令和3年8月13日、釧路地区農業委員3名及び事務局2名で、現地を調査し協議をした結果、本申請地である[REDACTED]の内は、農用地区域の農地でありますが、農業用施設用地に用途変更が予定されており、また、規模、転用面積などは妥当で、農地法における転用の許可要件も全て満たしておりますことから、決定すべきものという結論になりました。
議長 野村会長	以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
委員 委員一同	清水幸治委員、ありがとうございました。
議長 野村会長	ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、1番につきましては、細川裕委員、3番につきましては、山崎隆史委員に関する案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたります。
議長 野村会長	従いまして、2番と4番を審議した後に、1番、3番の順で、審議することとします。
委員 委員一同	それでは、2番と4番について、質問、意見を求めます。
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。
議長 野村会長	議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番と4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
議長 野村会長	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番と4番については、原案のとおり決定致します。
	次に、1番を審議いたしますので、細川裕委員は退室をお願い致します。

(細川裕委員退室)

議長

野村会長

それでは、1番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定致します。

退室されている細川裕委員は入室して下さい。

(細川 裕委員入室)

議長

野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。

次に、3番を審議いたしますので、山崎隆史委員は退室をお願い致します。

(山崎 隆史委員退室)

議長

野村会長

それでは、3番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番については、原案のとおり決定致します。

退室されている山崎隆史委員は入室して下さい。

(山崎 隆史委員入室)

議長
野村会長

3番は、原案のとおり決定致しました。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 8月 31日

議長 野村徳明

署名委員 野村徳明

署名委員 久保田信